

防災・福祉委員会マニュアル

(鯖江市避難行動要支援者避難支援プランに基づく)

I. 概要

1 はじめに

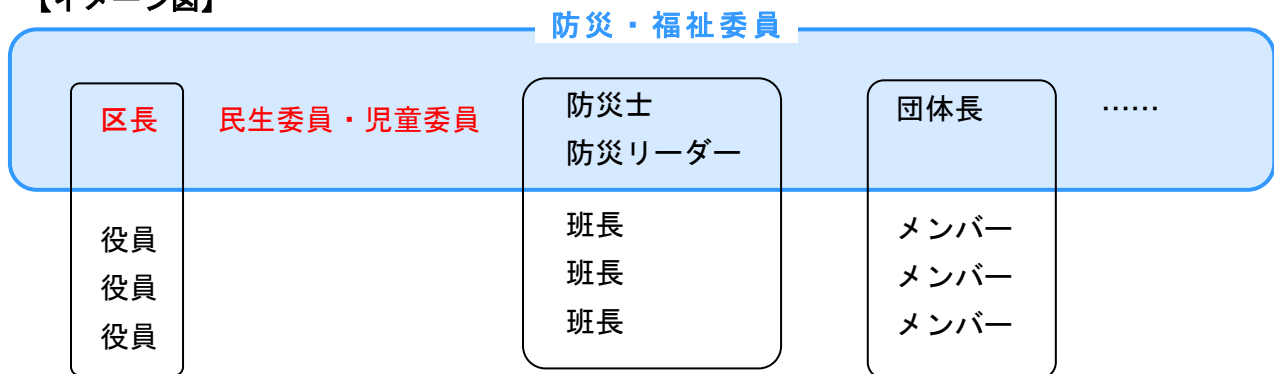
近年、全国各地で地震や豪雨災害が頻発しており、町内で災害に備えることが非常に重要です。特に災害時に自ら避難行動をとることが難しい高齢者や障がい者（**避難行動要支援者**）の情報について、町内で共有し、あらかじめ避難支援について検討をしておくことが多くの命を救うことにつながります。



2 防災・福祉委員会

個別避難計画を含む避難行動要支援者の避難支援についての検討はチーム（防災・福祉委員会）で実施します。**区長および民生委員・児童委員を必須**として他の委員の選出は区長選任とします。

【イメージ図】



- ・委員数は**5～10人**が望ましい（人数が増えすぎると意見が増えて決められなくなります）
- ・必須委員以外は、町内に精通した人が望ましい（例：福祉委員、前回区長、防災士、団体長等）

3 避難行動要支援者

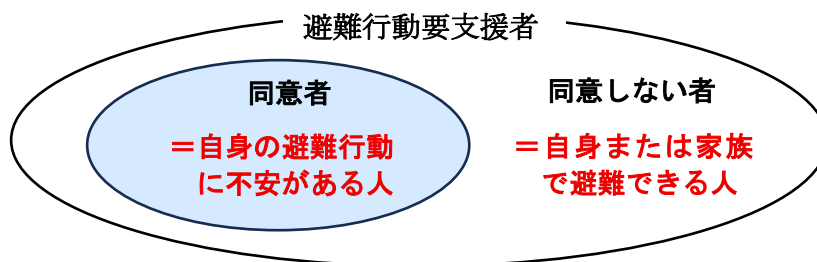
(1) 対象者

避難行動要支援者（以下、「要支援者」とは、災害や災害の恐れがある時に避難支援が必要となる可能性が高いと考えられる方で、鯖江市では以下の方々を対象としています。

- (1) 在宅の身体障がい者〔身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1級・2級）所持者〕
- (2) 在宅の知的障がい者〔療育手帳（A1・A2）所持者〕
- (3) 在宅の精神障がい者〔精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者〕
- (4) 在宅の要介護認定者〔介護保険における要介護3～5認定者〕
- (5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない人（**個人情報提供同意者のみ**）
※施設入所や長期入院の者、日中のみ高齢者世帯になる者、ほぼ毎日親族と交流がある者は対象外
- (6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者を記載した名簿を「避難行動要支援者名簿」と言います。要支援者のうち、個人情報提供の同意者については平常時から名簿を町内会や民生委員などに公開し、災害発生または恐れがある時に、避難の声掛けを希望しています。



この同意者の中の一部が「真に避難行動を支援すべき人」であり、この人に対して後述する「個別避難計画」を作成します。

4 個別避難計画

個別避難計画とは、あらかじめ「支援者」や「避難先」、「支援内容」など避難支援等に必要な事項を個別にまとめたものです。この計画の対象者は下記の条件をすべて満たす人です。

【対象者】

- ① 避難行動要支援者の対象者
- ② 個人情報の提供に同意の上、個別避難計画の作成を希望する人
- ③ 防災・福祉委員会において、避難行動に地域の支援が必要であると判断された人



(1) 個別避難計画の考え方

◆個別避難計画は作成時点で必要な人のみ作成

本来であれば、自分や家族で避難すべきところを他人に手伝ってもらうことをまとめたものが個別避難計画です。支援者は自分の避難を遅らせて個別避難計画作成者の避難を手伝います。不必要な計画の作成は多くの人を危険にさらすことになります。

◆避難のタイミングはあらかじめ決めて、支援者が来たら必ず避難を実施

全国的にも災害時は家に居続ける傾向が強く、助けて欲しいと求める時期には逃げ遅れとなることが多くなっています。つまり、より早い時期にあらかじめタイミングを決めて、必ず避難を実施することが個別避難計画作成者だけでなく、支援者の命も守ることにつながります。

【災害事例】

2020年8月 長崎県西海市 大雨特別警報の中1人暮らしの高齢者の「怖いからきて」の連絡を受けて助けに行った民生委員が災害に巻き込まれ、両者死亡

5 避難行動要支援者の避難支援

区分	町内による避難支援内容	関連資料
個別避難計画作成者	町内の支援者による付き添い避難、搬送支援または避難補助	個別避難計画（様式第6号）
上記以外の個人情報提供同意者	電話等による自主防災組織（町内）からの避難の声掛け	避難行動要支援者名簿同意者一覧（様式第5号、青紙）
個人情報提供に同意しない者	-	-


6 避難全般に関する考え方

- ▶ 避難は自助が基本。自分（家族）で逃げられる人は自分（家族）で避難する。
- ▶ 自助ができる人が増えることで助け合い（共助）が増える。
- ▶ 個別避難計画は共助の一部を书面化したもの。
- ▶ **個別避難計画は、真に避難支援が必要な人のみ**（防災・福祉委員会での絞り込みが重要）。
※毎年、個別避難計画の検討を行うため、**今必要な人だけ作成する**。
- ▶ 個別避難計画作成者は支援を受ける側としての責任がある。
→ **町内会からの支援は「当たり前」のことではない**。
- ▶ 避難先での生活に必要な物品等は自身や家族で用意し、非常用持ち出し袋に入れておく。
※福祉避難所では、ベッドや水道、コンロ等必要最小限の物以外の貸し出しはない。

7 助成および委託料

(1) 防災・福祉委員会の開催に対する助成（申請書提出先：社会福祉協議会）

ご近所福祉ネットワークに対する助成に、防災・福祉委員会の開催も含まれることになりました。

補助金名称	ご近所福祉内体制助成交付金		
補助対象事業	次のいずれかの場合に該当 ・ 防災・福祉委員会を2回以上開催した場合 ・ 防災・福祉委員会を1回およびご近所福祉ネットワークの会議を1回以上開催した場合 ・ ご近所福祉ネットワークの会議を2回以上開催した場合	 申請書はこちら	
補助金額	10,000円 + 30円 × (4月1日現在の世帯数)		
その他	申請時に写真が必要		




(2) 個別避難計画の作成・更新に対する委託料（請求先：鯖江市）

業務の内容	支払先	支払区分	金額
計画の新規作成	町内会	委託料	7,000円/計画
支援者または避難先の変更を伴う計画の更新	町内会	委託料	3,000円/計画
上記以外の更新	町内会	委託料	1,000円/計画
ケアマネジャーまたは相談支援専門員が本人に代わり、委員会に参加して計画を作成または更新	ケアマネジャー、相談支援専門員、またはそれらが所属する事業所	報償費	3,000円/計画

II. 計画作成候補者の選出

1 名簿等について

毎年、避難行動要支援者に避難支援に関する意向確認を行い、災害時の支援のために平常時からの個人情報の提供に同意をするか、個別避難計画の作成を希望するか等を伺っています。その結果を反映したものが以下の3点の書類です。

<p>個別避難計画 作成希望者一覧 様式第3号（黄紙）</p>	<p>「個別避難計画」の作成希望者の一覧 ※防災・福祉委員会で使用</p>	
<p>避難行動要支援者名簿 （防災・福祉委員会用） 様式第4号（赤紙）</p>	<p>避難行動要支援者の一覧 ※防災・福祉委員会で使用 ※民生委員・児童委員にも配布 ※本人の同意の有無にかかわらず記載されるため取り扱い要注意</p>	
<p>避難行動要支援者 名簿同意者一覧 様式第5号（青紙）</p>	<p>個人情報提供に同意し、町内会（自主防災組織）からの避難時の声掛けの希望者の一覧 ※自主防災組織等に配布し、避難の声掛け等に利用 ※民生委員・児童委員にも配布</p>	

2 計画作成候補者の選出方法

確認ポイントを参考に、自力での避難ができず、かつ家族等の助けも見込めない「真に避難支援が必要な人」を確定します（**不必要なものは作らない**）。方法は下記のとおり。

● **個別避難計画希望者一覧（様式第3号）**

➡ 一覧から「真に避難支援が必要な人」を**絞り込み**

● **避難行動要支援者名簿（防災・福祉委員会用）（様式第4号） & 「委員の持つ情報」**

➡ 一覧および情報から「真に避難支援が必要な人」を**洗い出し**

検討の結果、対象者なしの場合もあります

※家族と一緒に住んでいても、その家族も高齢や障害により避難をさせる能力がない場合は対象
※日中のみ1人の世帯等、時間帯によって家族がいないといった理由では対象外

【確認ポイント】

対象要件 … 要支援者となった条件を確認してください

ハザード … ハザードマップでご近所を確認し、水害や土砂災害の危険度を確認してください
※様式第3号（黄紙）にハザードを記載しています

同居家族の人数 … 避難時、家族の助けを得ることができないかを協議してください

委員の持つ情報 … **民生委員・児童委員や委員が持つ健康状態や家族状況等の情報を出し合い、話し合ってください**

◆ **様式第3号に記載のない人が洗い出された場合**

委員会で個別避難計画希望者一覧（様式第3号）に記載がない人が「真に避難支援が必要な人」と判断された場合、**個別避難計画の作成を本人に働きかけてください**。働きかけの結果、同意が得られれば**登録申請書（様式第8号）**に記載いただき、個別避難計画の作成を進めてください。

防災・福祉委員会を効率的に開催するために

計画作成候補者が決定したら、6 ページ「Ⅲ. 計画内容の策定（支援者等の案を作成）」まで協議を進めておくと、防災・福祉委員会の開催回数を減らすことができます。

3 計画作成見送り者への説明

計画の作成希望者（個別避難計画作成希望者一覧（様式第3号（黄紙））で計画作成候補者とならなかった方には、区長または民生委員・児童委員から今回計画作成を見送った理由について、以下の（説明内容）を参考に説明をお願いします。可能であれば自宅のハザードの状況から、避難経路などについてアドバイスするなど、自助に向けた支援をお願いします。

〈説明内容〉

- ・計画が自分や家族で避難できない者のために作成することを伝える。
- ・自分の判断で避難したほうが強制的に避難する必要がないため、負担が少ないことを伝える。
- ・計画作成に係る調査および計画の検討は毎年行われることを伝える。

4 検討の結果、計画作成候補者が誰もいない場合

検討の結果、計画作成候補者が誰もいない場合、防災・福祉委員会の開催結果報告書で防災危機管理課に報告してください。

【報告期限】令和9年3月31日

【報告方法】持参、メールまたはQRコードからのオンライン報告

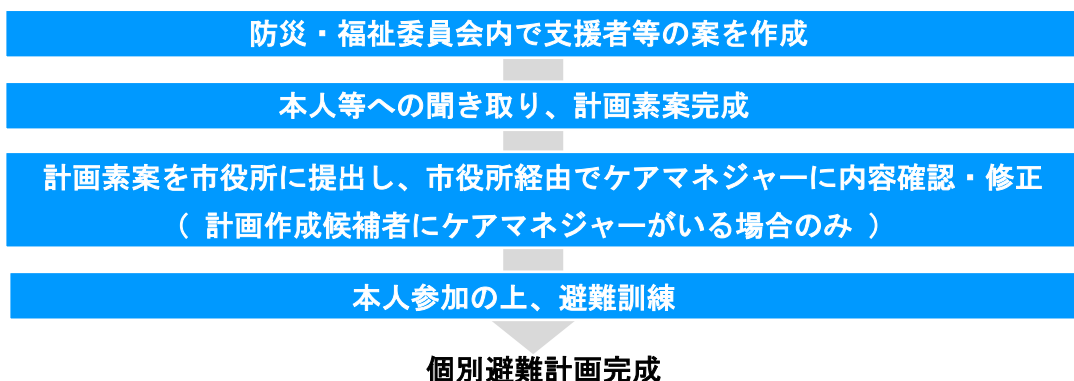
5 計画作成候補者選定手順（まとめ）

順	概要	内容
1	【希望調査】	個別避難計画作成の希望調査書を、市から対象者に送付。
2	【希望返送】	対象者は上記の希望調査書に必要事項を記入し、返信用封筒で市に返送。 (返送がない対象者は同意がないものとして取り扱います)
3	【希望者報告】 【名簿送付】	市が区長に次の書類を送付。 ▶ 個別避難計画作成希望者一覧（様式第3号） ▶ 避難行動要支援者名簿（防災・福祉委員会用）（様式第4号） ▶ 避難行動要支援者名簿 同意者一覧（様式第5号） ▶ 個別避難計画（様式第6号） ※様式第4号および様式第5号は民生委員・児童委員にも送付。
4	【委員会開催】	区長は防災・福祉委員会を開催。以下の支援内容について協議を行う。 ① 計画作成候補者の選定 ② 個別避難計画の素案（支援者、避難先、避難のタイミング）を作成
5	【作成しないことの説明】	【作成希望者の方が作成対象外と決定された場合】 ▶ 区長または民生委員・児童委員は対象者にその理由を説明。
6	【市への報告】	【計画作成候補者が誰もいない場合】 防災・福祉委員会の開催結果報告書で市に報告。

Ⅲ. 計画内容の策定（支援者等の案を作成）

1 計画内容策定の流れ

計画作成候補者が決まった後は、以下の流れで計画を作成していきます。



2 支援者・避難先・避難のタイミングの案の作成

防災・福祉委員会で支援者、避難先、そして避難のタイミングの案を協議いただきます。

支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者は計画作成候補者一人につき必ず3人。 ・計画作成候補者宅の近隣にお住まいの方が望ましいです。 ・自営業の方など、最低1人は在宅時間が長い方を入れてください。 ・支援者が車を持っているかなど、移動手段についてもご配慮ください。 ・原則、災害対応にあたる町内会役員、自主防災組織構成員、市職員、消防団員、民生委員・児童委員は支援者から除いてください。 ・支援者には市が賠償保険をかけています（自動車による事故は対象外）。
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には指定福祉避難所（福祉施設）、指定避難所、町内公民館の中から1か所選択します（それぞれのメリット・デメリットは下記のとおり）。 ・指定福祉避難所は、対象エリア（9ページ）を参照ください。 ・より安全だと判断できる避難可能な建物等がある場合は、上記以外の場所を避難先にしていただくことも可能です。
避難の タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザード等を参考に、どの状況で避難を開始するかを決めてください。参考として、市が考える目安は以下のとおりで、支援者が自ら支援に向かうことを想定しています。なお、ハザードマップ上危険がない場所は、原則、地震のみでの避難とします。 【大雨・台風】高齢者等避難の発令 【地震】震度5弱以上で市の指定避難所開設後 ※ 逃げ遅れにつながるため、「個別避難計画作成者からの要請があった時」にすることはできません（2ページ「4 個別避難計画」参照）。

◆各避難先のメリット・デメリット

避難先	メリット	デメリット
町内公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に知り合いが多い ・計画作成者の家に近い 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が開設する必要がある ・原則、福祉備蓄ない
指定避難所（地区公民館）	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員による多少の支援がある ・多少の備蓄がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時は混雑する可能性が高い
指定福祉避難所 （9ページ記載の高齢者施設等）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職の支援がある ・大規模災害時も混雑しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者に知り合いがいない ・計画作成者の自宅から離れている場合が多い

IV. 計画内容の策定（計画作成候補者への聞き取り）

1 計画作成候補者への聞き取り

下記の手順で進めていきます

- (1) 支援者等の案が完成後、防災・福祉委員会から支援者の候補者に内申をお願いします。
- (2) 日程を調整し、区長または民生委員・児童委員は計画作成候補者、その親族等または両方に委員会への参加を要請してください。その際、計画作成候補者から聞き取りを行い、**様式第6号**の「1 避難行動要支援者情報」「3 緊急時の連絡先」を記入してください。

【身体状況等が理由で本人およびその親族等が委員会に出席できない場合】

計画作成候補者に担当ケアマネジャーまたは相談支援専門員がいる場合、代わりに出席を要請するので市防災危機管理課（53-2205）までご連絡ください。市からケアマネジャーに要請をかけます。

- (3) 防災・福祉委員会を開催し、計画作成候補者等から次の順番で聞き取りを行い、素案を作成します。

- ① 計画を希望する理由の再確認。
- ② 計画の下記の注意点について計画作成候補者へ説明（避難支援に対し間違った認識を持っている場合もあるため）。

- ・台風および大雨時は委員会で決定したタイミングで支援者とともに避難をする（避難拒否はできない）。
- ・支援者の自助優先のため、必ず支援が行われるものではない。また、支援者は災害時の避難行動の支援に対する法的な責任や義務を負わない。
- ・非常用持ち出し袋を自身で準備し、見つけやすい場所に保管しておく。
- ・救急医療情報キットの内容を更新し、冷蔵庫に入れておく
- ・計画作成にあたり避難訓練に参加する。

- ③ 計画作成候補者へ区長または民生委員・児童委員が聞き取った内容の確認。
- ④ 計画作成候補者・親族等から支援者、避難先、支援内容に関して希望を聞いて協議。

【確認事項例】

- ・支援者が候補に挙がっている人よりも適任の人がいないか
- ・避難時に必要な物品はないか
- ・非常用持ち出し袋や救急医療情報キットが自宅に整備されているか
(同キットが無ければ、長寿福祉課(53-2219)に連絡ください。後日、お持ちします。)
- ・避難方法案に無理はないか
- ・避難先はどこがいいのか

救急医療情報キット→



指定福祉避難所にする場合、9ページのQRコードを確認し、**空き状況がある施設**を選択してください。また、委員会の翌日以降に電話またはメールで**市防災危機管理課に避難予定の指定福祉避難所をお知らせください**。仮予約いたします。

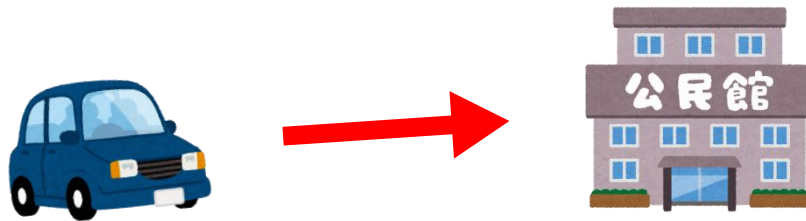
- ⑤ 決定事項を、**様式第6号**に記入し、避難経路は任意の地図に記入。（市からの地図提供可）
- ⑥ 計画素案（以下「素案」という。）の完成。

V. 計画内容の策定（避難訓練）

1 避難訓練

下記の手順で進めていきます。

- (1) 委員から正式に支援者へ要請を行い、承諾を得てください。承諾後、支援者の「電話番号」「メールアドレス」「就労の有無」を聞き取り、**様式第6号**に記入してください。
- (2) 計画作成候補者および支援者、委員と訓練の日程を調整する（避難先を指定福祉避難所とした場合、**防災危機管理課（53-2205）**までご連絡ください。調整いたします）
- (3) 避難訓練に向けて、素案を必要部数（委員、支援者、計画作成候補者分）をコピー。
- (4) 素案に従い、実際に計画作成候補者宅から避難先までの避難訓練を実施します（**訓練開始前に素案のコピーを委員、支援者、計画作成候補者に配布**）。



- (5) 訓練結果を受けて、再度内容について協議し、必要があった場合は適宜修正し、個別避難計画の完成となります。

なお、**訓練時に委員等に配布した素案のコピーは個人情報が含まれるため回収し、適切に廃棄してください。**



- (6) 区長は計画および個別避難計画完了届（**様式第7号**）、委託料の請求書を市防災危機管理課にご提出ください。市でデータ入力し、完成したものを市から区長、支援者、計画作成者に送付します。



VI. 関連資料

指定福祉避難所対象エリア

指定福祉避難所は下記の区分とし、対象者の住所から避難先となる指定福祉避難所を決定します。
なお、福祉避難所では、ベッドや水道、コンロ等必要最小限のもの以外の貸し出しはありません。

計画作成時に避難先案とする場合は、指定福祉避難所状況ホームページを確認し、空き状況のある施設を選択してください。

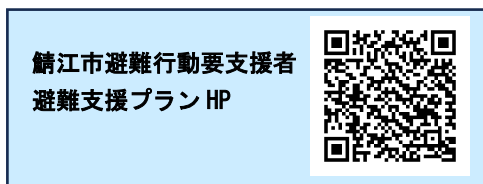
区分名	対 象
鯖江・新横江・中河	<ul style="list-style-type: none">▶ 介護医療院 かがやき▶ 介護老人保健施設 リハビリセンター王山▶ グレースフルわかたけ▶ 鯖江ケアセンターみどり荘▶ 小規模多機能型居宅介護 陽だまりさばえ
神明・ 立待（日野川の東側）	<ul style="list-style-type: none">▶ エレガントセニールガーデン▶ ケアハウス鯖江「つつじ苑」▶ 鯖江市社会福祉協議会デイサービスセンター▶ 神明ケアセンター▶ デイサービスセンターなかま▶ もんざえもん▶ ほっとリハビリシステムズ 鯖江事業所▶ 複合福祉施設 hana テラス
吉川・豊・ 立待（日野川の西側）	<ul style="list-style-type: none">▶ 光道園 ライトワークセンター▶ 光道園 ライトトレーニングセンター▶ 地域密着小規模多機能型居宅介護事業所 ありんこ▶ 特別養護老人ホーム 五岳園
片上・北中山・河和田	<ul style="list-style-type: none">▶ おしどり荘▶ ことぶき荘

指定福祉避難
所の状況 HP



マニュアル・様式の電子データ

下記ホームページからダウンロードできます。



防災・福祉委員会に市職員の参画を希望する場合

市防災危機管理課（53-2205）に事前にご連絡ください。市職員を派遣します。

Ⅶ. 計画の更新・抹消

1 個別避難計画 更新手順

町内で作成された計画は防災・福祉委員会の開催時期等に合わせ、1年に一度見直しを行い、必要があれば内容を変更していただきます。避難方法や避難先など、計画の内容には個別避難計画作成者の健康状態等が大きく関わってくるため、円滑な避難支援に向けご協力をお願いいたします。

順	概要	内容
1	【確認依頼】	<p>【要支援者に担当ケアマネジャー・相談支援専門員がいる場合】 市から前年度の個別避難計画（様式第6号）をケアマネジャー・相談支援専門員に送付。現在の状態を鑑みて、適宜修正を行う。</p>
2	【計画送付】	<p>市から区長に対し、修正用となる様式第6号を送付。 ▶ ①で修正をした「様式第6号」 ▶ 上記以外は前年度に作成した「様式第6号」</p>
3	【継続確認】	<p>区長または民生委員は、支援者に支援の継続確認および「様式第6号」記載の支援者情報を確認、修正。 ※この段階では旧計画は回収しません。回収は⑬で行います。</p>
4	【委員会開催】	<p>区長は防災・福祉委員会を開催。 次のことを協議した後、「様式第6号」を見え消しで修正し、新計画の素案（以下「新素案」という）を作成する。 ▶ 「避難のタイミング」等の見直しの是非 ▶ 個別避難計画作成者の最近の状態 ▶ 支援者変更の場合、新支援者候補の選定</p>
5	【支援者内申】	支援者が変更になる場合は、委員が新支援者候補に内申する。
6	【参加要請】	区長または民生委員・児童委員は計画を更新する個別避難計画作成者本人、その親族等または両方に委員会への参加を要請。
7	【委員会開催】	<p>区長は防災・福祉委員会を開催。 ①区長は新素案を必要部数コピーし、委員に配布（区で判断）。 ②要支援者から聞き取りして新素案を修正。 ③区長は、委員に配布した新素案のコピーを回収（持ち出し不可）。</p>
8	【支援者依頼】	支援者が変更になる場合は、委員から正式に支援者の要請を行い、承諾を得る。支援者の情報を新素案に記入する。
9	【変更有の場合】	<p>【支援者または避難先が変更になった場合】 区長は個別避難計画作成者および支援者の参加のもと避難訓練を実施。 ①新素案に従って支援者宅から避難先まで移動。 ②①の結果を受けて、新素案を見直し、適宜修正。 →新計画完成 ③要支援者・親族等は新計画を確認し、個別避難計画更新完了届（様式第7号）を記入。</p>
10	【変更無の場合】	<p>【支援者または避難先が変更にならなかった場合】 区長名や持ち物等軽微な変更点がないかを確認。</p>

11	【計画提出】	区長は新計画および 個別避難計画更新完了届（様式第7号） 、委託料請求書を市に提出。 ※全ての項目に変更がない場合もご提出をお願いします。
12	【データ化】 【委託料の交付】	市は新計画をデータ化のうえ、必要部数を印刷し、区長に送付。 また、市は町内会に委託料を支払う。
13	【計画の配布と回収】	区長は、要支援者および支援者に新計画を配布。 配布と同時にその後に旧計画を回収し、市に提出。

2 計画の抹消

計画作成者が次の各号のいずれかに該当するようになった場合、計画を抹消しますので**個別避難計画抹消届（様式第9号）**をご提出ください。また、**個別避難計画書（様式第6号）**については回収を行います。

- ▶ 家族（親族等）と同居し、避難支援の必要がなくなった時
- ▶ 家族（親族等）が近くに住むようになり、避難支援の必要がなくなった時
- ▶ 施設等に入所するようになった時
- ▶ 死亡した時
- ▶ 居住する町内会から転居することになった時

令和 年度 個別避難計画作成希望者一覧 (西山町)

取扱注意

防災・福祉委員会外でのコピー不可

	要支援者 氏名	年齢	住所	対象要件	同居家族 の人数 (本人含む)	個別避難計画に係る連絡先			自宅のハザード				ケアマネジャー または 相談支援専門員 の担当事業所	
						氏名	本人と の関係	電話番号	計画規模		想定最大規模			
									洪水	土砂災害	洪水	土砂災害		
1	西山 花子	95	西山町13番1号99	介護	8	西山 太郎	子	0778-53-2205	無	無	0.5~3m	無	リハビリセン ター 王山	

対象要件の凡例

- 身障 : (1) 在宅の身体障がい者 (身体障害者手帳 (肢体・視覚・聴覚) の (1・2 級) 所持者)
- 知障 : (2) 在宅の知的障がい者 (療育手帳 (A1・A2) 所持者)
- 精障 : (3) 在宅の精神障がい者 (精神障害者福祉手帳 (1 級) 所持者)
- 介護 : (4) 在宅の要介護認定者 (介護保険における要介護 3~5 認定者)
- 高齢 : (5) 75 歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援ができない人
- その他 : (6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

様式第4号

令和 年度 避難行動要支援者名簿（防災・福祉委員会）（西山町）

取扱注意

コピー不可
防災・福祉委員会委員以外の閲覧不可

本人の同意が得られていない情報も含まれていることから、取り扱いには十分にご留意ください。

	氏名	個人情報の提供の同意 ○：有 ×：無	個別避難計画 ○：作成済 希望：希望有	対象要件	年齢	同居家族 の人数 (本人含む)	住所	備考
1	西山 一郎	○	希望	高齢	92	1	西山町13番1号	
2	西山 二郎	○		高齢	85	2	西山町13番1号-1	
3	西山 三郎	○		高齢	83	2	西山町13番1号-2	
4	西山 四郎			介護	83		西山町13番1号-3	
5	西山 五郎			障がい	80		西山町13番1号-4	
6	西山 六郎	○	希望	高齢	86	1	西山町13番1号-5	
7	西山 七郎	○	希望	その他	43	2	西山町13番1号-6	
8	西山 八郎	○	希望	高齢	85	2	西山町13番1号-7	
9	西山 九郎			介護 高齢	80		西山町13番1号-8	
10	西山 太郎			障がい	33		西山町13番1号-9	

対象要件の凡例

- 障がい：(1) 在宅の身体障がい者（身体障害者手帳（肢体・視覚・聴覚）の（1・2級）所持者）
 〃：(2) 在宅の知的障がい者（療育手帳（A1・A2）所持者）
 〃：(3) 在宅の精神障がい者（精神障害者福祉手帳（1級）所持者）
 介護：(4) 在宅の要介護認定者（介護保険における要介護3～5認定者）
 高齢：(5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない人
 その他：(6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めたる者

取扱注意
コピー不可

避難時の自主防災組織(町内会)からの連絡は個別避難計画を作成していない人のみ実施してください。

氏名	年齢	要支援者(本人)			緊急連絡先①			緊急連絡先②			対象要件	個別避難計画 ○:作成済
		住所 電話番号	同居家族 の人数 (本人含む)	氏名	本人と の関係	住所 電話番号	氏名	本人と の関係	住所 電話番号			
1 西山 花子	92	西山町13番1号-1 0778-53-2205	1	西山 一子	子	南条郡鯖江町13番1号 0778-51-2200	西山 次郎	子	福井市西山町13-1 0778-53-2201	高齢		
2 西山 太郎	85	西山町13番1号-2 0778-53-2205	2	鯖江 一郎	親戚	鯖江市西山町13-1-9 0778-53-2200	鯖江 五郎	親戚	越前市西山町13-1 0778-53-2200	高齢		

対象要件の凡例

- 身障 : (1) 在宅の身体障がい者 (身体障害者手帳 (肢体・視覚・聴覚) の (1・2級) 所持者)
- 知障 : (2) 在宅の知的障がい者 (療育手帳 (A1・A2) 所持者)
- 精障 : (3) 在宅の精神障がい者 (精神障害者福祉手帳 (1級) 所持者)
- 介護 : (4) 在宅の要介護認定者 (介護保険における要介護3~5認定者)
- 高齢 : (5) 75歳以上の高齢者のみの世帯員で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援できない人
- その他 : (6) その他支援を必要とする者で、市長が特に必要と認めたる者

個別避難計画(記入例)

取扱注意 防災・福祉委員会外でのコピー不

この計画は『鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン』に基づいて作成しています。

【有効期間】

令和×年 10 月 10 日 ~ 翌年度の更新日

1 避難行動要支援者情報

フリガナ	サバエ タロウ		生年月日	昭和 30 年 1 月 1 日	
氏名	鯖江 太郎		性別	男	
住所	鯖江市西山町 1 3 - 1				
連絡先	自宅	0123-45-6789	携帯	010-1234-5678	
	メール				
同居家族	<input type="checkbox"/> 有 (本人を含めて 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無				
民生委員	民生 花子		【連絡先】 0123-11-1111		
ケアマネジャー・相談支援専門員等	<input checked="" type="checkbox"/> 有	事業所 ○○ケアセンター 担当者 越前 漆 連絡先 2222-22-2222			<input type="checkbox"/> 無
自宅のハザード	計画規模	【洪水】 3m~5m		【土砂災害】 警戒	
	想定最大規模	【洪水】 5m~10m		【土砂災害】 警戒	
医療・福祉サービス利用状況	◎○○病院 (整形外科、内科) ◎通所リハビリ : 週 2 回、火・金午前 ※通常の利用状況であり、例外があります。				
支援を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 要介護の認定を受けている【要介護度：要支援____ 要介護 <u>4</u> 】 <input type="checkbox"/> 障害者手帳を所持している <input type="checkbox"/> 身体 <input type="checkbox"/> 療育 精神 障害名_____ 等級_____				
	<input checked="" type="checkbox"/> 難病の特定医療費等の支給を受けている (病名 パーキンソン病) <input type="checkbox"/> 医療機器の装着や使用等をしている【 <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> 透析】 <input checked="" type="checkbox"/> 一人で立つことや歩くことができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞こえにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい) <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない (できにくい) <input type="checkbox"/> その他 ()				
	【特記事項】				

2 町内会

町内会名	西山町	区長名	西山 公子	【携帯】	010-3333-3333
------	-----	-----	-------	------	---------------

3 緊急時の連絡先 (親戚などの連絡先)

緊急時の連絡先①	フリガナ	サバエ コタロウ	連絡先	自宅	5555-55-5555
	氏名	鯖江 子太郎		携帯	010-5555-5555
	住所	石川県金沢市広坂 1-1-1			
		本人との関係		子	
緊急時の連絡先②	フリガナ	フクイ コハナ	連絡先	自宅	666-666-6666
	氏名	福井 子花		携帯	010-6666-6666
	住所	福井市大手 3 丁目 10-1			
		本人との関係		子	

4 避難支援者情報（避難を支援する人の情報）

支援者	フリガナ	イチバン フタコ	連絡先	自宅	0123-77-7777
	氏名	一番 二子		携帯	010-7777-7777
	住所	鯖江市西山町13-1-1		メール	××××@gmail.com
				就労	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外） <input checked="" type="checkbox"/> 無
支援者	フリガナ	ニバン サブロウ	連絡先	自宅	0123-88-8888
	氏名	二番 三郎		携帯	010-8888-8888
	住所	鯖江市西山町13-1-2		メール	
				就労	<input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外） <input type="checkbox"/> 無
支援者	フリガナ	サンバン ヨンゴロウ	連絡先	自宅	0123-99-9999
	氏名	三番 四五郎		携帯	010-9999-9999
	住所	鯖江市西山町13-1-3		メール	
				就労	<input checked="" type="checkbox"/> 有（ <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外） <input type="checkbox"/> 無

※支援者は法的な責任は負いません

5 避難先 ※避難経路は別紙のとおり

名称	リハビリ事業所 SABAE	連絡先	0123-98-7654
住所	鯖江市柳町柳町2丁目1-8		

6 支援内容

避難のタイミング	地震	震度5弱以上で指定避難所が開設された時	
	台風・大雨	鯖江地区で高齢者等避難の発令時	
避難時の対応	①支援者間で連絡をとり、1台車を出し、鯖江氏の玄関前に車を停める。 ②玄関のチャイムを鳴らす。 ③鯖江氏を支援者全員で補助し、車の助手席に座らせる。 ④持ち物を積み込み、家の鍵を閉める ⑤区長に避難先に向かう旨を連絡する。 ⑥避難先に出発する。 ※災害時の避難支援が実施されない場合があります（支援者の自助が優先）。		
避難時の配慮すべき事項	【持ち物】 ・救急医療情報キット ・非常用持ち出し袋（玄関に常備） ・鯖江氏に指定された本	【移動手段】 <input checked="" type="checkbox"/> 支援者の自動車 <input type="checkbox"/> 本人・家族の自動車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
避難所での配慮すべき事項	【避難先で用意する物品等】 車いす		付添家族
			無
避難所退去時の連絡先	一番 二子 氏 010-7777-7777		

※この計画は、避難行動要支援者本人のほか、鯖江市、町内の関係者、支援者が所持します。

※この計画は、災害時の避難支援だけでなく、日頃の見守り活動や防災訓練などで利用します。

鯖江市長 様

(所在地) 鯖江市

(町内名)

(代表者名) 区長

個別避難計画 作成・更新 完了届

個別避難計画を別紙のとおり作成・更新し、下記のとおり本人の同意を得たので報告します。

私は、次のことに同意します。

- ・この計画の内容について確認しました。
- ・この計画の作成にあたり、避難訓練を実施しました（作成または支援者等の変更の場合のみ）。
- ・この計画を市や町内会の関係者、支援者に渡すこと、閲覧することに異論ありません。
- ・この計画の更新のため、毎年、防災・福祉委員会に私、親族等またはその両方が参加します。
- ・町内から転居した場合、死亡した場合、社会福祉施設などに入所した場合など市で計画の必要がなくなったことが判明した時は、自動抹消することに異論ありません。
- ・計画の必要がなくなったときは、市に計画抹消届を提出します。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

※自署または代理人記入

本人氏名を代理人が記入した時のみ記入

代理人 _____ (本人との関係) _____

※自署

鯖江市長 様

(所在地) 鯖江市

(町内名)

(代表者名) 区長

避難行動要支援者名簿 登録申請書

下記の者の避難行動要支援者名簿への登録を申請します。

なお、登録および個人情報の平常時からの提供について本人の同意を得ています。

氏名		生年月日	年 月 日
住所			
登録申請の理由	※避難行動要支援者の対象要件に類似する理由でないと認められません		

【本人または親族等の同意】

私は、災害時に避難情報入手し、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難であるため、避難行動要支援者名簿の登録および平常時から町内会や民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に個人情報を提供することについて同意します。

なお、避難支援等関係者の状況によっては支援が行われないこと、および同関係者に支援の法的な義務がないことを十分に認識しています。

年 月 日

住所

氏名

※自署または代理人記入

本人氏名を代理人が記入した時のみ記入

代理人

(本人との関係)

※自署

令和 年度防災・福祉委員会の開催結果報告書

町内会名 _____

区長名 _____

下記の日程で開催した令和 年度防災・福祉委員会にて、個別避難計画の作成について協議した結果、自町内において計画作成の対象者はいませんでした。

記

開催日 令和 年 月 日

防災危機管理課へ持参、FAX、メール（この用紙に所定の事項を記載後、スキャンまたは撮影し添付）、または下記 QR コードのいずれかで御報告をお願いします。

TEL 53-2205 FAX 51-8151

E-mail: SC-Bosai@city.sabae.lg.jp



【報告締切】令和 年度内